

# 平成 28 年度おける鳥取県地域職業訓練実施計画

平成 28 年 4 月 1 日

## 1 総則

### (1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、鳥取県における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

### (2) 計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

### (3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

## 2 平成 27 年度における職業訓練をめぐる状況

現下の雇用情勢は、改善が進んでいる状況であるものの、少子高齢化が進展する中、人材力の強化・育成が必要な状況となっている。

平成 27 年 4 月から平成 27 年 11 月末現在で、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は、当県において 10,447 人となっている。

平成 27 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）（平成 27 年 11 月末現在）

鳥取県

施設内訓練 18 人

委託訓練 544 人

機構支部（ポリテクセンター）

施設内訓練 398 人

- ・ 在職者訓練

鳥取県 315 人

機構支部（ポリテクセンター） 236 人

- ・ 障害者訓練

鳥取県 32 人

- ・ 求職者支援訓練

基礎コース 60 人

実践コース 178 人

平成 27 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練(離職者訓練)  
鳥取県
 

施設内訓練	— %
委託訓練	79.7%(平成 27 年 7 月末までの終了分)

 高齢・障害・求職者雇用支援機構(ポリテクセンター)
 

施設内訓練	86.0%(平成 27 年 8 月末までの終了分)
-------	---------------------------
- ・ 求職者支援訓練(平成 27 年度に終了したコースのうち 4 月末終了分)
 

基礎コース	64.3%
実践コース	40.0%

### 3 平成 28 年度における公的職業訓練の実施方針

現下の雇用情勢は、改善が進んでいる状況であるものの、少子高齢化が進展する中、人材力の強化・育成が必要な状況となっており、平成 28 年度においても、介護等人材不足分野や成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置きつつ実施する。

#### (1) 公共職業訓練(離職者訓練)

##### ① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成 28 年度において実施する離職者訓練は、1,628 人とする。
- ・ これまでの訓練実施分野及び規模を基準としつつ、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等に重点をおいて実施する。また、公共職業訓練(離職者訓練)の実施主体である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部(以下「機構支部」という。)及び鳥取県は、鳥取労働局、局内各公共職業安定所等と連携し、求人ニーズに沿った職業訓練コースを設定する。
- ・ 公共職業能力開発施設の施設内訓練においては、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を引き続き実施する。
- ・ 委託訓練については、鳥取県において、人材不足が深刻な介護等の分野や、今後成長が見込まれる医療、情報通信等の職業訓練コースを充実させ、また、子育て中の方に配慮した職業訓練コースの実施に努める。
- ・ これらにより、就職率は、施設内訓練で 80%、委託訓練で 70%を目指す。

##### ② 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 公共職業訓練(離職者訓練)の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設けるとともに、訓練期間中から訓練修了後までにおいても、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に作成したジョブ・カード(評価シートを含む。)等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

#### (2) 公共職業訓練(在職者訓練)

- ・ 平成 28 年度中に実施する在職者訓練は 1,366 人とする。
- ・ 産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能。知識を習得する訓練を実施する。
- ・ 地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握し、必要な訓練科目を設定する。また、個々の事業主のニーズに沿った方法等により実施する。

#### (3) 公共職業訓練(障害者)

- ・ 平成 28 年度中に実施する障害者訓練は 70 人とする。
- ・ 個々の受講者の障害の特性等に応じた訓練を一層推進する。
- ・ 障害者の就業ニーズや企業の人材ニーズを踏まえて設定する。  
地域の雇用、福祉、教育等が連携し、職業訓練を推進する。また、県の福祉施策と密接に連携を図るものとする。

#### (4) 求職者支援訓練

##### ① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成 28 年度においては、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けられない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、415 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 640 人を上限とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）と基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）とする（求職者支援訓練の 60%程度）。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、人材不足業種や地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。
- ・ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

		鳥取県全域
基礎コース		240人
実践コース		400人
	介護系	105人
	医療事務系	30人
	情報系	30人
	その他	235人

基礎コースにおいては、地域優先枠を設定する。県内を東部・中部・西部地域に区分し、各地域 15 人ずつを優先枠とする。

- ・ 上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

		鳥取県全域
基礎コース		20%
実践コース		20%

算定した結果、認定上限値が 15 人を下回る場合は、これを 15 人に切り上げることができる。ただし、実績枠が 15 人を下回ることがないようにする

- ・ 地域ニーズ枠

鳥取県全域	10%

地域ニーズ枠については、算定した結果、認定上限値が 15 人を下回る場合は、これを 15 人に切り上げることができる。

- ・ 中止したコース及び未認定分の訓練定員枠については、4-四半期に基礎コース・実践コー

ス及び実践コースの分野を問わず充当する。

- ・ 認定単位期間

当県においては、四半期ごとに求職者支援訓練を認定することとする。

認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、鳥取労働局のホームページ及機構支部のホームページで周知する。

- ・ これらにより、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 55%、実践コースで 60%を目指す。

② 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 公共職業訓練については、訓練期間中から終了後までにおいても、実施機関と公共職業安定所が連携し、ジョブ・カードを活用した適切なキャリア・コンサルティング行い、訓練効果が活かせる、求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実させる。

- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も 少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。

- ・ このため、求職者支援訓練の受講を希望する者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

- ・ 訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を活かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。

- ・ 訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に作成したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

また、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のため公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

#### 4 推進体制

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、鳥取労働局・機構支部・鳥取県が連携を密にすることや、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

- ・ このため、鳥取県地域訓練協議会を開催して、当県の実情を踏まえた職業訓練の実施計画について検討する。

- ・ 当県においては、鳥取県地域訓練協議会に加え、産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキングチームを必要に応じ開催する。ワーキングチームは、鳥取県商工労働部雇用人材局、機構支部、鳥取労働局職業安定部で構成する。

- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、鳥取県地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

- ・ 今後とも、鳥取県地域訓練協議会及びワーキングチームを開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。